

長浜市告示第184号

長浜市緑化推進事業補助金交付要綱（平成22年長浜市告示第135号）は、廃止する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による廃止前の長浜市緑化推進事業補助金交付要綱（以下「廃止要綱」という。）の規定により補助金の交付を受けている者については、廃止要綱第5条及び第6条の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。